

2022年2月18日

各 位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖
問い合わせ先 サポートダイヤル 長坂 智
TEL. 0120-753104

**「NEXT FUNDS JPX 日経 400 インバース・インデックス連動型上場投信」
受益権口数の減少に伴う信託終了および信託終了にかかる約款変更のお知らせ**

当社が設定・運用しております「NEXT FUNDS JPX 日経 400 インバース・インデックス連動型上場投信」(以下、当 ETF といいます。)(銘柄コード 1471)におきまして、2022年1月21日に開示いたしました『「NEXT FUNDS JPX 日経 400 インバース・インデックス連動型上場投信」の受益権口数の減少に伴う信託終了および信託終了にかかる約款変更の可能性に関するお知らせ』に記載のとおり、2022年1月21日から本日まで20営業日連続して受益権口数が5万口を下回ったことにより、約款に定める信託契約の解約の事由に該当することとなりましたので、2022年3月2日を適用日として、2022年3月23日を信託終了日とする約款変更および繰上償還に伴う償還金の支払いを規定する約款変更を行ない、信託終了(繰上償還)することをお知らせいたします。

当 ETF は東京証券取引所において整理銘柄へ指定される見込みです。2022年3月18日を東京証券取引所における最終売買日として2022年3月19日に上場廃止となる予定です。

なお、繰上償還に備えて、2022年3月16日以降に保有する株価指数先物の全決済を実施することを予定しており、実施した場合は、当 ETF の基準価額は対象指数の値動きに連動しないこととなります。

日頃の皆様からのご愛顧に対しまして心より御礼を申し上げますとともに、今後ともお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

- 償還金のお支払いは、2022年4月28日から開始する予定です。
- 東京証券取引所における売買取引は、2022年3月18日までとなります。

1. 対象ファンド（括弧内は銘柄コード）

「NEXT FUNDS JPX 日経 400 インバース・インデックス連動型上場投信」（1471）

2. 日程

○繰上償還および付随する約款変更に関する日程

- ・約款変更適用日 : 2022年3月2日（水）
- ・信託終了日 : 2022年3月23日（水）
- ・償還金支払開始日（予定） : 2022年4月28日（木）

※繰上償還に備えて、2022年3月16日以降に保有する株価指数先物の全決済を実施することを予定しており、実施した場合は、当ETFの基準価額は対象指数の値動きに連動しないこととなります。

○東京証券取引所における売買に関する日程

- ・「整理銘柄」への指定 : 2022年2月18日（金）
- ・東京証券取引所における最終売買日 : 2022年3月18日（金）
- ・上場廃止日 : 2022年3月19日（土）

3. 繰上償還および付随する約款変更の概要および理由

○概要

- ・信託期限を無期限から2022年3月23日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
- ・繰上償還に伴い償還金支払いに関する規定に所要の変更を行いません。

○理由

当ETFは2015年8月21日に設定され、6年超にわたり運用を継続してまいりましたが、受益権の口数が、信託契約を解約し信託を終了させる条件である5万口を20営業日連続で下回ったことにより、約款に定める信託契約の解約の事由に該当することとなったため、繰上償還いたします。

4. 償還金のお支払い

償還金は、投資信託約款の定めに基づいて、信託終了日である2022年3月23日現在の受益者名簿に記載されている受益者に対して、2022年4月28日からお支払いする予定です。

償還金額は、信託終了日に算出される1口当たりの償還価額に基づきます。1口当た

りの償還価額は、当 ETF の信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額となり、確定いたしましたら、弊社ホームページにてお知らせいたします。

償還金のお受取り方法は、各受益者が信託終了時点でお取引されている証券会社に対して指定されている「配当金受領方法」に応じて、以下の方法で支払われます。

配当金受領方法	当 ETF の償還金のお受取り方法
株式数比例配分方式	領収証（もしくは払出証書）を受益者へご郵送いたしますので、ゆうちょ銀行もしくは郵便局へ持ち込むことで、償還金をお受け取りください。
配当金領収証方式	
登録配当金受領口座方式	受益者が証券会社に対して指定されている口座に振り込まれます。
個別銘柄指定方式	

※ お取引のある証券会社に対して、例えば、「株式数比例配分方式」の指定を解除し、「登録配当金受領口座方式」を指定されますと、当 ETF 以外に保有されている銘柄の配当金のお受取り方法も変更されてしまいますので、ご注意ください。

税金の取扱いについては、以下の注意事項を含めて、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

① NISA 口座で当 ETF を保有されている場合

国内の個人受益者が少額投資非課税制度（NISA）の口座で当ファンドを保有されていて、当ファンドの償還金受領時に譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については NISA は適用されず、確定申告の対象となります。

なお、東京証券取引所の最終売買日（2022 年 3 月 18 日）までに、証券会社を通じて市場売却することによって譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については NISA の適用を受けることになります。

② 特定口座で当 ETF を保有されている場合

国内の個人受益者が特定口座で当ファンドを保有されていて、当ファンドの償還金受領時に譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については特定口座内において他の譲渡所得等との損益通算はできません。ただし、個別に確定申告をして損益通算を行うことは可能です。

また、東京証券取引所の最終売買日（2022 年 3 月 18 日）までに、証券会社を通じて市場売却することによって譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については特定口座内において他の譲渡所得等と損益通算されます。

5. 取得申込および解約請求の停止

繰上償還および付随する約款変更を実施することとなりましたので、当 ETF の取得申込は 2022 年 3 月 15 日以降、解約請求は 2022 年 3 月 22 日以降は受け付けないことといたします。また、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたときは、2022 年 3 月 18 日以前であっても解約請求を受け付けない場合があります。

6. 対象指数との連動終了予定について

繰上償還に備えて、2022 年 3 月 16 日以降に保有する株価指数先物の全決済を実施することを予定しており、実施した場合は、当 ETF の基準価額は対象指数の値動きに連動しないこととなります。

7. 約款の新旧対照表（案）

下線部 _____ は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(信託期間) 第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第47条第1項、同条第2項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。 <u>② 前項本文の規定にかかわらず、第47条第2項に定める受益権の口数が20営業日連続して5万口を下回った場合に該当したことから、この信託の期間は、信託契約締結日から2022年3月23日までとします。</u></p> <p>(信託の計算期間) 第38条 この信託の計算期間は、毎年4月8日から翌年4月7日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成28年4月7日までとし、最終計算期間の終了日は第4条第2項に定める信託期間の終了日とします。</p> <p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第43条 <略> ②～⑤ <略> <u>⑥ 償還は、信託終了日現在において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（以下「償還時受益者」といいます。）に対して、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。</u> <u>⑦ 償還時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたりの元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。</u> ⑧～⑩ <略></p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第44条 <略> ② 受託者は、一部解約金については、前条第9項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ③ <略></p>	<p>(信託期間) 第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第47条第1項、同条第2項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。 <新設></p> <p>(信託の計算期間) 第38条 この信託の計算期間は、毎年4月8日から翌年4月7日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成28年4月7日までとし、最終計算期間の終了日は第4条ただし書の規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。</p> <p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第43条 <同左> ②～⑤ <同左> <新設> <新設> ⑥～⑧ <同左></p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第44条 <同左> ② 受託者は、一部解約金については、前条第7項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ③ <同左></p>

以上